

消費税および非課税の取扱いについて

本補助金の申請額は、税抜額による申請を原則とします。

このため、消費税が課されない非課税項目についても、申請額に含めて申請してください。なお、申請額は「**税抜額+非課税額**」の合計額とし、千円未満の端数は切り捨てるものとします。

注意事項

運転免許取得に係る非課税項目の代表例は、次のとおりです。

1. 仮免許 交付手数料（非課税）
2. 仮免許 試験手数料（非課税）等

上記の非課税項目については、申請額に含めた上で申請してください。

なお、教習所が発行する請求書または領収書には、非課税項目が明記されている場合が多い為、必ず内容を確認の上、申請額の計算を行ってください。

また、請求書または領収書に非課税の記載がない場合は、事前に教習所へ確認し、非課税項目の有無および該当金額を確認、申請書類へ追記してください。

なお、自動車教習所卒業後、運転免許証の切替え時に免許センターで必要となる手数料等の経費については、本補助金の補助対象外とします。

